

# 下野市スポーツ推進委員について

## I 体育指導委員のこれまで

### 1. 体育指導委員のはじまり

体育指導委員制度の始まりは、文部省（現文部科学省）が住民の生活に直結したスポーツの振興を図るには、体育指導委員を設置し、その活発な活動を求める必要があるとして、1957年（昭和32年）に都道府県教育委員会に対し、「地方スポーツの振興について」の文部事務次官通達を発し、併せて必要な助成措置を講じたことからであります。

その後、1961年（昭和36年）に「スポーツ振興法」が施行され、体育指導委員のこれまでの実績を追認する形で「市町村教育委員会の非常勤公務員」としての法的位置付け（必置規制）がなされました。加えて、地方交付税の基礎財政需要額の積算基礎において予算上の措置が講じられ、「体育指導委員制度」が確立しました。

### 2. 体育指導委員の資質と役割

体育指導委員は、「スポーツ振興法」の制定と同時に、同法第19条において位置付けられました。本市においても、地域スポーツ振興のため、「下野市体育指導委員に関する規則」により、体育指導委員を委嘱しています。

体育指導委員の資質と役割については、「スポーツ振興法第19条」の規定により、以下の事項に該当する者と定められています。

#### ○ 「スポーツ振興法」

第19条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 体育指導委員は、非常勤とする。

スポーツ振興法が制定された当初は、「住民に対するスポーツ実技の指導」が体育指導委員に求められていました。

同法施行から50年を経過し、時代背景と共に求められる体育指導委員の資質が変化してきています。

例えば、スポーツ施設の充実により、スポーツ環境が改善され、クラブやサークル活動が盛んに行われるようになってきている反面、スポーツ活動をしていない市民をどのようにして「きっかけづくり」をしていくか等、実技指導よりもむしろマネジメント能力が問われる時代になっており、下野市のスポーツ振興施策の課題として、体育指導委員個々の資質の向上、委員会としての組織の発展が挙げられます。

## II これからのスポーツ推進委員

### 1. スポーツ基本法の施行

2011年（平成23年）にスポーツ立国の実現を目指し、国家戦略としてスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「スポーツ基本法」が制定されました。

これは、1961年（昭和36年）に制定された「スポーツ振興法」を50年ぶりに全部改正した法律です。

この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともにスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で定められたものです。

### 2. スポーツ推進委員への名称変更

前述のとおり、時代と共に役割が変化してきた体育指導委員は、「スポーツ振興法」から「スポーツ基本法」への転換と同時に「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」という新たなフレーズが盛り込まれ、「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」へと名称が変更されました。

スポーツ基本法の施行に伴い、2012年（平成24年）から下野市においても「下野市スポーツ推進委員」に名称を変更されました。

#### ○ 「スポーツ基本法」

第19条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

### 3. スポーツ推進委員の概要

#### （1）身分（スポーツ基本法第32条第3項）

非常勤特別職

#### （2）職務（下野市スポーツ推進委員に関する規則第2条第1項）

- ① 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- ② 住民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図ること。
- ③ 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し、協力すること。
- ④ スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- ⑤ 住民一般に対し、スポーツについて理解を深めること。
- ⑥ ①～⑤のほか、住民のスポーツ振興のための指導助言を行うこと。

**(3) 定数（下野市スポーツ推進委員に関する規則第3条）**

41名以内

※ 令和5年4月1日現在、39名

**(4) 委嘱期間（下野市スポーツ推進委員に関する規則第4条）**

2年

※ ただし、補欠のスポーツ推進委員の委嘱期間は、前委嘱者の残任期間とする。再任を妨げない。

**(5) 服務（下野市スポーツ推進委員に関する規則第5条及び第6条）**

① スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

② スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

③ スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

④ スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

**(6) 報酬（下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第1条別表第1）**

年額 96,000 円／人 ※ 9月と3月の2回に分けて支給します。

## 4. スポーツ推進委員会の活動

**(1) スポーツ推進委員会（会議）**

① 全体会…概ね、毎月第1火曜日に開催

② 理事会…必要に応じて開催

③ 地区定例会…必要に応じて開催

④ 専門部会…必要に応じて開催（企画事業・研修・広報）

**(2) 主な年間行事（事業）**

① スポーツ教室等…随時（キンボールスポーツサンデーは、毎月1回日曜日）

② 市民体育祭運動会等…10月のスポーツの日の前日

③ 市民体育祭（球技）…ティーボールは6月、キンボールスポーツは9月

④ 駅伝・マラソン大会…駅伝は12月第2日曜日、マラソンは1月第2月曜日（成人の日）

⑤ 市内小学生交流キンボールスポーツ大会…2月第2土曜日

⑥ 下野オープンキンボールスポーツ大会…3月第2日曜日

⑦ 出前教室…地域団体等から派遣要請があった場合

**(3) 主な年間行事（研修）**

① 県研修会…年間2回程度

② 市研修会…年間1～2回程度

③ 関東研究大会…概ね6月に年間1回（2日間）

④ 全国研究協議会…概ね11月に年間1回（2日間）

※ ③～④は会場地都道府県の都合により、開催時期が変更される場合もあります。